

自由民主党政務調査会 社会保障制度調査会 介護委員会

令和8年5月12日(火)



公益社団法人日本介護福祉士会
Japan Association of Certified Care Workers



- ・ 現在の介護職は、他産業と比較して処遇やキャリア形成、社会的評価の面で十分な魅力があるとは言えず、人材の確保・定着が困難な状況にある
- ・ 今後、高齢化の進展に伴い介護ニーズが増大する中で、介護人材を確保するとともに質の高い介護サービスを持続的に提供していくためには、介護職が専門職としてやりがいをもって働き続けることができる環境を整備することが不可欠である

＝現状の制度的課題＝

- ・ 介護福祉士が制度上の職種として明確に位置づけられていない
- ・ 介護福祉士資格に基づく役割が整理されていない
- ・ 職員配置基準において介護福祉士資格が十分に活用されていない
- ・ キャリア形成の道筋が見えにくい

この結果、介護福祉士資格を取得しても専門職としての将来像を描きにくく、介護職の魅力向上につながりにくい構造となっている

この状況を打開するためには、
①処遇改善を進めることはもとより、
②介護福祉士資格を活かした制度設計を進めることが重要である

次期介護報酬改定で実現すべき重点事項

1) 虐待防止・身体拘束廃止を実現する体制の確保

- ・ 養介護施設従事者等による虐待事案は増加傾向にあり、虐待防止や身体拘束廃止を実効性あるものとする必要がある
- ・ これらを実効性あるものとするためには、介護現場において倫理観及びコンプライアンス意識を備えた専門職が中心となり、組織的に取組を推進する体制を確保することが重要
- ・ 介護福祉士は、専門的知識・技術に加え、倫理観及びコンプライアンス意識を基盤とする国家資格であり、介護職チームの中核的役割を担う専門職

(介護福祉士を中心としたリーダー配置)

各施設・事業所において

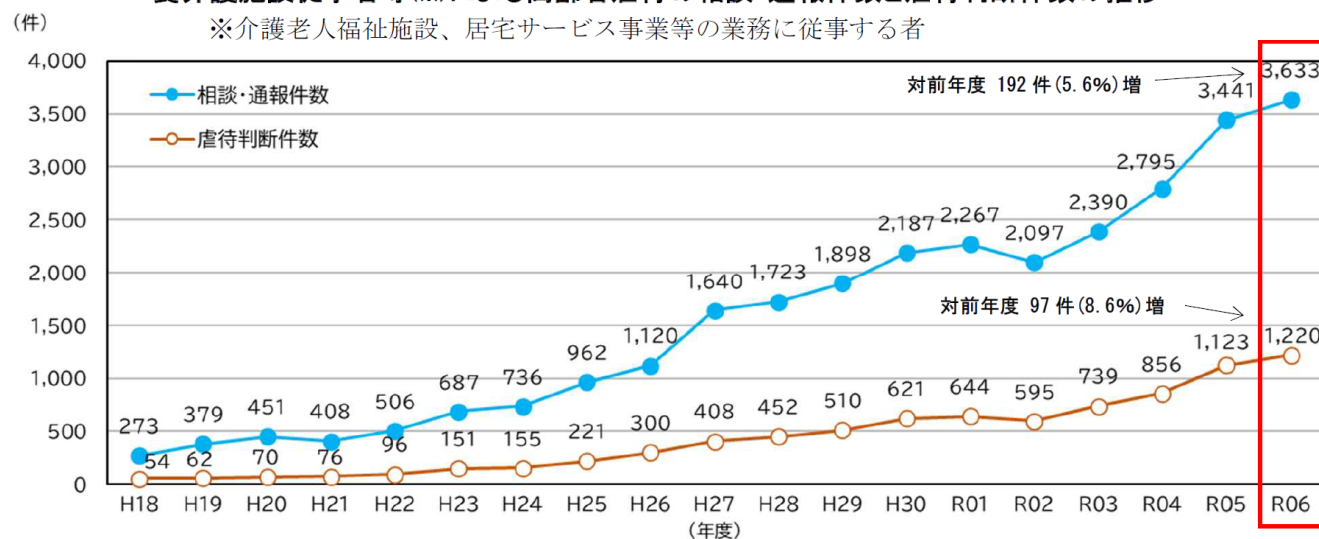
- ・ 虐待防止
- ・ 身体拘束廃止
- ・ 倫理・法令遵守の推進

を担う介護福祉士リーダーを配置する体制を制度上位
 位置づけ、その体制の確保を介護報酬上評価する仕組みを設けること

【調査結果（相談・通報件数等）】

養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者



令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

次期介護報酬改定で実現すべき重点事項

2) 潜在介護福祉士が地域で活躍できる仕組みの構築

- ・ 地域住民には
 - ・ 介護サービス利用に関する相談
 - ・ 家庭内介護への対応
 - ・ 権利擁護
 - ・ 災害時の介護支援など、介護福祉に関する多様なニーズがある。
- ・ 一方で、地域社会には、退職等により現任ではない介護福祉士が多数存在している

(総合事業等での活用)

介護予防・日常生活支援総合事業等を活用し、潜在介護福祉士が地域の中で、これまで以上に専門性を発揮できる仕組みを構築すること

(期待される効果)

- ・ 地域住民の生活課題への対応力の向上
- ・ 地域包括ケアシステムの実効性向上
- ・ 介護福祉士資格を活かした社会参加の促進

【併せて推進すべき取組】

地域社会全体の介護力を高める取組の推進も必要
(課題)

- ・ 介護(制度を含む)への理解促進
- ・ 家族介護への備え
- ・ 介護離職の防止

- ・ 地域住民が基本的な介護知識・技術を学ぶ機会を提供する
- ・ 介護と仕事の両立を支援する相談体制を整備する

※ これらの取組について、地域医療介護総合確保基金の活用を促進する等の対応も考えられる

次期介護報酬改定で実現すべき重点事項

3) 通常型訪問介護と集合型訪問介護の制度整理 切り口が少し異なりますが

- ・ 訪問介護は本来、利用者の居宅を個別に訪問し、生活状況やニーズに応じてサービスを提供することを基本とするものである
- ・ 一方、近年はサービス付き高齢者向け住宅等の同一建物内において複数の利用者にサービスを提供する、いわゆる集合型の訪問介護が広がっている
- ・ これらの形態は、
 - ・ サービス提供の方法
 - ・ 移動時間の有無
 - ・ 業務効率や職員配置の実態などにおいて大きく異なっている
- ・ しかしながら、現行制度では両者が同一の訪問介護の枠組みの中で扱われているため、制度の趣旨や実態との関係で整理が十分とは言えない

(サービス提供形態の違いを踏まえた制度上の整理)
通常の訪問介護と集合型の訪問介護については、その提供形態の違いを踏まえ、報酬体系や運用の在り方を区分して整理することを求める

(補足)

- ・ 一般に、同一建物内でのサービス提供は移動時間が少なく、効率的なサービス提供が可能であると考えられる
- ・ 一方、通常型の訪問介護は、地域で暮らす高齢者が住み慣れた自宅で生活を継続するために不可欠な基礎的社会資源であり、特に中山間地域や人口減少地域を含め、どの地域においても継続して提供される体制を確保することが重要である
- ・ しかしながら、前回の介護報酬改定では訪問介護の基本報酬が引き下げられる改定が行われたこともあり、訪問介護事業所の休止・廃止が多く見られるなど、地域におけるサービス提供体制の維持が懸念される状況となっている
- ・ こうした状況を踏まえ、訪問介護の提供形態の違いを踏まえた制度整理を行い、通常型訪問介護が地域で安定的に提供されるよう、集合型との取扱いを整理した上で、通常型の訪問介護を適正に評価する仕組みを検討する必要がある

中長期的に検討を進めるべき事項

今後、介護人材政策を持続的に推進していくためには、以下のような取組を進めていくことが重要である

層ごとに必要な人材の目標数の設定

- ・人材不足対策として、新規参入の促進が中心に議論されているが、介護サービスはチームで提供されるものであり、中核的役割を担う介護福祉士の存在が不可欠である
- ・人材確保政策は、単に総数を確保するのではなく、
 - ・中核人材
 - ・実務人材
 - ・補助的役割を担う人材
- ・といった層ごとに必要な人材数を明確にしたうえで、政策的に確保を図る仕組みとすべきである

介護福祉士資格を基礎としたキャリア制度の整備

- ・介護現場における倫理観及びコンプライアンス意識を担保する観点から、介護福祉士資格を基礎資格とした制度設計を進めることが望ましい
- ・現在、認知症介護実践研修やユニットリーダー研修など、加算要件となる制度に紐づく研修においても、介護福祉士資格が受講要件とはなっていない
- ・国家資格としての介護福祉士を活かした制度設計へと見直すことが必要である

介護福祉士が担う中核的役割・機能の明確化

- ・介護福祉士には、多様な人材を束ねながら質の高い介護サービスを提供する中核的役割が期待されているが、その役割や機能が制度上十分に整理されていない
- ・質の高い介護サービスの提供及び制度の持続可能性を確保するためには、介護福祉士が担う中核的役割・機能を明確化し、その役割を担う人材を制度上位置づける必要がある
- ・また、役割や責任に見合った処遇の確保も重要である

介護業界共通の生涯研修体系の整備

- ・介護業界には、介護職のキャリアを通じて体系的に学ぶことができる共通の生涯研修体系が存在しない。
- ・そのため、役割を担ううえで必要な知識や経験が十分に担保されないまま業務を担うこととなり、バーンアウトにつながる事例も少なくない
- ・また、現在は法定研修のほか、職能団体や事業者団体等が実施する多様な研修が存在するが、内容の重複など非効率な面も見られる
- ・このため、介護業界共通の生涯研修体系を整備するとともに、学びの履歴を可視化・記録できる仕組みの構築が必要である

補足資料

地域社会全体の介護力を高める取組関係

- ・ 地域住民が生活の中で必要となる基本的なスキルとして、一定の介護知識・技術を習得できる仕組みを社会全体で構築していく必要がある
- ・ 国民が「親の介護」に直面しても、介護離職に至らない体制を整えるため、「介護と仕事の両立の困難さ」「介護負担の重さ」「制度利用のハードルの高さ」「介護保険制度の理解不足」といった構造的課題への対応は喫緊の課題である。
- ・ いかなる形で介護と向き合うことになったとしても、だれもが、安心して日常生活を継続できるよう、介護人材の確保とともに、こうした課題にも的確に対応していくべき
- ・ 全国の都道府県介護福祉士会では、都道府県の助成を受けるなどしながら、地域住民を対象とした研修を提供するなどしており、そういった取組を全国的に広めていくことが望まれる

都道府県会の実際の取組の紹介

京都府介護福祉士会 介護技術に不安を抱える住民等を対象とした取組

家庭で介護技術に不安を抱える地域住民のニーズに応える取組として発案
介護技術に不安のある地域住民等を対象とした実践的介護技術を学び・再確認
舞鶴市からは、当該趣旨に賛同いただき、後援名義をいただいた

開催概要	
講座名称	実践的介護技術のフォローアップ研修 ～「優しさを伝える介護技術」 食事・排泄・更衣・ベッド上でのケアを学ぶ～
日時	令和7年4月16日(水) 10～16時
会場	社会福祉法人成光苑ライフ・ステージ夢咲

【開催実績と今後】
参加者が16名(地のは残念だったが介護にまつわる学び
【参加者の声】
・ベッドから車椅子へ
学びたいです。
・移乗介助の研修希

広島県介護福祉士会 民生委員のほか地域住民を対象とした研修会

- ・ これまで、民生委員を対象とした研修会を開催してきたが、民生委員だけでなく、地域住民はないかとの視点から、この研修会が企画された
- ・ 学ぶ前と学んだ後では「かかわり方が違って来る」という寸劇を地域住民とともに作り上げて
- ・ 介護の仕方についての質問もあり、参加者の関心度の高さも感じられる企画となった

研修会の概要		寸劇の内容
テーマ	「認知症」を理解したら、地域はどうかわかるか	【寸劇の内容】 ・ 学ぶ前は自分の母親が何回も同じことを話すことにいら立ちを感じ、ひどい口調になってしまう。誰にも相談できずに自分がしんどくなり、母親にも当たってしまい逆効果になっている。 ・ 学ぶことによって対応が変わり、否定せず話を聞くことで母親も穏やかになり、穏やかになった母親を見ると自分も楽になる。 ・ お互いに気持ちよく生活するためには、きちんとした知識をみんなでもっておくことが大事である
日時	2025年2月2日(日) 13時半～15時	
会場	明神会館	
主催	ワンチーム田野浦校区	
事務局	三原市社会福祉課、高齢者相談センター、三原市医師会、三原市社会福祉協議会	
プログラム内容		

東京都介護福祉士会 地域住民を対象とした介護スキルをお伝えする取組^{1/2}

地域住民を対象とした介護スキルをお伝えする取組
今後増加する高齢者等を支えることができる地域とするための取組の一環として実施
行政も絡んだ企画として開催することで、地域住民へのアピール度も高めている

- 東京都町田市に設置された機関と連携した取組(令和6年度実績)
- ・ 年に3回の「介護講習会」の受託実施
- ・ 毎年恒例のイベント「アクティブ福祉 in 町田」の運営サポートの実施
- ・ 介護福祉士国家試験受験対策直前講座への講師派遣

令和6年度介護講習会の概要

市内在住の家庭で介護をしている方、介護の仕事をしてみたい方を対象とした、車椅子の移乗、立ち座りや歩行の介助、コミュニケーションの取り方を学ぶ講習会

日時	1回目 2024年 5月26日(日) 14:00～16:30 2回目 2024年 9月29日(日) 14:00～16:30 3回目 2024年11月24日(日) 14:00～16:30
場所	1回目 木曾山崎コミュニティセンター 2回目 鶴川市民センター 3回目 なるせ駅前市民センター
定員	各回30名

- (一般社団法人町田市介護サービスネットワーク)
- ・ 町田市内の介護保険事業所等が、介護人材確保・育成・ネットワーク促進等を目的に設立した組織
- ・ 当該法人が町田市介護人材開発センターを運営
- ・ センターでは、人材確保や人材育成、就労継続支援などのほか、関係機関と連携した「地域の介護・福祉サービス向上を目的とした事業」を実施

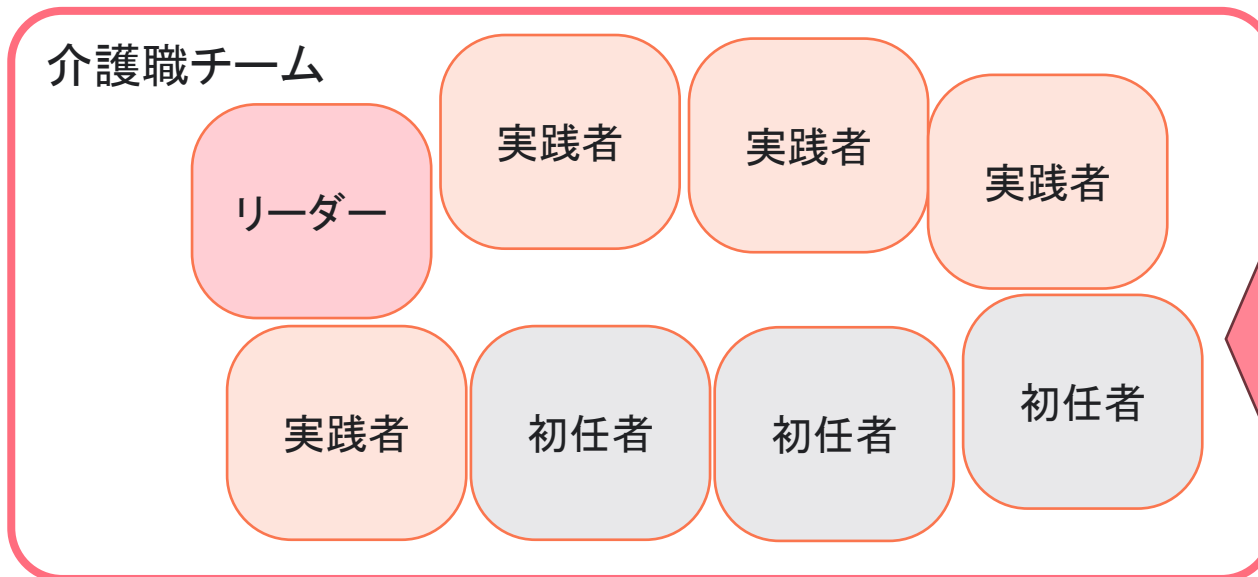


(町田市介護福祉士会)

- ・ 東京都介護福祉士会の地域ブロックで組織されている組織
- ・ 町田市介護サービスネットワークにおいて、東京都介護福祉士会の元会長や会員が理事を務めている関係から、市民向け講習会の講師やイベント開催のサポートをするようになり、以降、ネットワークと継続的な関係がある

層ごとに必要な人材の目標数の設定

- ・ 人材不足対策として、新規参入の促進ばかりが取り上げられている印象がある
- ・ 介護サービスは、介護職のチームで提供するものであり、中核的な役割を担う介護福祉士がいなければ、適切な介護を提供することはできない
- ・ 人材確保策は、介護現場を適切に機能させるために必要な人材として、どのような人材をどれだけ確保するのかを定め、具体的な計画とすべき
- ・ そのためには、各地域において、どういった人材がどれだけ必要かを算定したうえで、当該人材を確保するための対策を政策的に進める必要がある



新規参入だけに注力してもダメ

チームを適切に機能させるため
各層の必要人数を定め
具体的な計画が必要

介護福祉士資格を基礎としたキャリア制度の整備

- ・ 介護職チームの中核的な役割を担う介護福祉士の重要性が指摘されながら、例えば介護保険制度上では、体制加算でしか報酬上の評価がない
- ・ また、中核的な役割を担う人材としての配置要件も薄く、例えばサービス提供責任者も、介護福祉士資格が必須要件ではない
- ・ 認知症介護実践研修など、加算要件となっている制度に紐づく研修の仕組みがあるが、当該研修も介護福祉士資格を受講要件とはしていない

※ 介護福祉士有資格者が、介護職員や訪問介護員の名称で従事するのではなく、介護福祉士として従事し、介護福祉士としてキャリア形成できる仕組みを構築すべき

サービス提供体制強化加算(介護老人福祉施設)

加算区分	要件(介護福祉士・勤続年数他)
加算Ⅰ	介護職員総数のうち、介護福祉士が 80%以上 or 勤続10年以上の介護福祉士が 35%以上
加算Ⅱ	介護職員総数のうち、介護福祉士が 60%以上
加算Ⅲ	下記のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士が 50%以上 ・ 常勤職員が75%以上 ・ 勤続7年以上の介護職員が 30%以上

サービス提供責任者の要件

介護福祉士(原則的に望ましい)
 実務研修等修了者
 旧: 介護職員基礎研修修了者
 旧: 訪問介護員1級課程修了者
 共生型訪問介護におけるサ責経験者(障害福祉分野)等

介護福祉士資格を基礎としたキャリア制度の整備（認定介護福祉士の活用）

- ・ 認定介護福祉士の仕組みは、平成19年の社会福祉士及び介護福祉士法改正時の附帯決議に端緒がある
- ・ 認定介護福祉士には、介護現場の統括リーダーの役割から、介護にまつわる地域課題に向き合う知見を有する人材としての役割まで、幅広い活躍が期待される
- ・ これまでに約220名が認定介護福祉士として登録され、それぞれでの取組がなされているものの、認定介護福祉士の制度上の位置づけの検討もなされていない状況にある
- ・ 認定介護福祉士の能力を有効に活用するためには、社会的な評価が欠かせず、制度的な位置づけ等についての検討をお願いしたい

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(平成19年4月26日 参議院厚生労働委員会)

七 社会的援助のニーズが増大していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(平成19年11月2日 衆議院厚生労働委員会)

八 社会的援助を必要とする者が増加していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。

介護福祉士が担う中核的役割・機能の明確化

- ・ 介護職チームの中核的な役割を担う介護福祉士には、多様な人材を束ね、質の高い介護を提供する役割が期待されているが、具体的な役割についての整理がなされていない
- ・ また、これらの整理がなされていないため、それぞれに必要とされるスキル等を身につけるための機会も保障されていない
- ・ 質の高い介護サービスの提供や持続可能性を担保するため、中核的な役割の整理とあわせ、必要なスキル等を身につけるための研修の整備等を図るとともに、当該役割を担う人材の配置を制度上位置づけ、役割や責任、負荷に見合った処遇を保障すべき

【想定される「中核的な役割を担う介護福祉士に求められる役割・機能(例)】

- 介護福祉専門職としての倫理観・コンプライアンス意識
- 高度な知識・技術を有する介護の実践力
- チームマネジメント(スタッフの役割分担、連携促進、日々の業務調整)
- リーダーシップ(チームの方向性を示す、模範となる、メンバーの動機づけを図る)
- コミュニケーション・対人関係能力(スタッフ間の信頼構築)
- 利用者毎の介護過程の展開(個別介護計画の作成・実施・評価のリード)
- 多様な人材への指導・教育(未経験者や短時間労働者へのOJT・教育)
- 労務管理・シフト調整(人員配置の最適化、働きやすい勤務体制の確保)
- 生産性向上における業務改善マネジメント(業務効率化、ICT導入) など

介護業界共通の生涯研修体系の整備

- ・ 介護業界共通の介護人材の生涯研修体系がなく、役割を担ううえで必要とされる経験値や学習が担保されないまま、その役割を課されることで、バーンアウトしてしまう例が後を絶たない
- ・ 安心してキャリア形成できる道筋がないことが、人材定着や新規参入の阻害要因のひとつになっている
- ・ また、介護業界には、法定研修のほか、職能団体や事業者団体等による各種の研修等があるが、それぞれの研修等の内容に重なりがあるなど、非効率がある
- ・ 介護業界共通の生涯研修体系を整備するとともに、学びの積み重ねの履歴の可視化と記録が可能な仕組みを構築すべき

研修等間の内容の重なり(例)

学習領域（共通）	介護福祉士養成課程 (参考:厚労省「養成施設カリキュラム等」)	認知症介護実践者研修 (厚労省「認知症介護研修ガイドライン」)	参考
認知症の理解	「認知症の理解」科目(45時間程度)で中核症状・BPSD・疾患別特徴を学習	「認知症の基礎理解」で同様に症状理解、疾患別対応を学習	中核症状・BPSD・疾患分類などが重複
認知症ケアの実践	「介護の基本」「介護過程」「生活支援技術」で基本的対応(声かけ・環境整備・観察など)を習得	「認知症の人の介護における基本的態度・姿勢」「日常生活支援の方法」等で同様に学習	声かけ・環境設定・関係づくりなど実践スキルなどが重複
倫理・人権擁護	「人間の尊厳と自立」「介護の基本」において、認知症の人の権利擁護・尊厳保持を学ぶ	「認知症の人の尊厳の保持と自立支援」などで同様の内容あり	倫理的態度の基礎形成などが重複